

郵送による国民健康保険脱退の手続き

脱退手続きに必要なものを用意し、新発田市保険年金課までお送りください

お勤め先の**資格確認書**（あるいは保険証）または**資格情報のお知らせ**のコピー

1

国保を脱退される方全員分の、お勤め先等から発行された資格確認書または資格情報のお知らせの表面（氏名や資格取得日などが印字されている面）をコピーし、余白や裏面に脱退手続きを希望する旨をご記入ください。

世帯主本人

（脱退届出書）

妻

それぞれのマイナンバー

お勤め先等の
資格確認書等
（コピー）

1234
5678
9012

お勤め先等の
資格確認書等
（コピー）

9876
5432
1234

上記のとおり、勤め先の健康保険に加入したので、国保脱退の手続きを希望します。

令和〇〇年△△月□□日

世帯主名（例：『新発田 太郎』） 住 所（例：『新発田市中央町 3-3-3』）

世帯主個人番号（例：『1234 5678 9012』）

連絡先電話番号と、呼び出しの方のお名前（例：『090-0000-0000、新発田花子 宛』）

2

今まで使用していた**国民健康保険の保険証**
または（新発田市から発行された）**資格確認書**

新発田市国民健康保険証
または資格確認書

新発田 太郎

新発田市国民健康保険証
または資格確認書

新発田 花子

紛失された場合は、①脱退届出書の余白にその旨をご記入ください。

3

世帯主の本人確認書類の
写し（マイナンバーカード、
運転免許証など）

【注意】

- 書類が届きましたらお知らせいたしますので、連絡先電話番号は平日の日中にご連絡が可能な電話番号を記入してください。
- 保険税については、届出日（市役所への書類到着日）の翌月に精算しますが、月末近くにご郵送いただいた届出書は、到着日の関係で翌々月の精算となる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 国民年金は、勤務先で厚生年金の加入手続きを行い、後日、年金事務所から市役所へ連絡が来ますので、市役所へ手続きのための来庁は必要ありません。
- 国保加入につきましては郵送では受け付けておりません。窓口にて本人確認等を行い、資格確認書または資格情報のお知らせをお渡ししております。詳しくはお問い合わせください。

【提出・問合せ先】

〒957-8686

新潟県新発田市

中央町 3 丁目 3 番 3 号

新発田市役所 保険年金課
国保賦課係 資格担当 宛

（TEL）0254（28）9310

封筒にて
お送りください